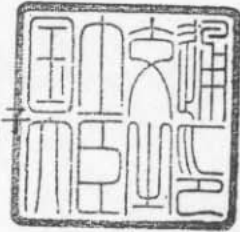


国 河計調第5号
平成15年6月10日

社会資本整備審議会 会長
森下 洋一 殿

国土交通大臣
林 寛



手取川等4水系に係る河川整備基本方針の策定について

下記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

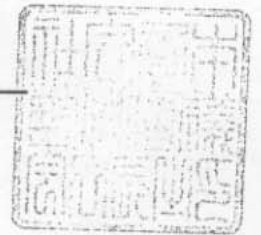
手取川水系
櫛田川水系
肱川水系
筑後川水系



国社整審第11号
平成15年6月18日

国土交通大臣
林 寛子 殿

社会資本整備審議会
会長 森下 洋



手取川等4水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成15年6月10日付国河計調第5号により当審議会の意見を求められた「手取川等4水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、当審議会河川分科会の結論をもって当審議会の意見とすることが適当と認めます。